

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
妊娠出産子育て支援交付金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
保育対策事業費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
児童福祉事業対策費等補助金			店舗用のもの	三九年
児童保護費負担金			病院用のもの	三九年
母子家庭等対策費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スペース市場用又はと畜場用のもの	三八年
障害児入所給付費等負担金				

○こども家庭庁告示第九号
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

令和五年四月一日
 こども家庭庁長官 渡辺由美子

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

こども政策推進事業費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
こども家庭行政推進調査事業費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
こども家庭科学研究費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
児童育成事業費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
次世代育成支援対策施設整備交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
沖繩振興公共投資交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
認定こども園施設整備交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
私立学校施設整備費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
学校施設環境改善交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
子どものための教育・保育給付費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
子どものための教育・保育給付費交付金	こども家庭庁長官 渡辺由美子
仕事・子育て両立支援事業費補助金	こども家庭庁長官 渡辺由美子

れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スペース市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	
公衆浴場用のもの	三二年	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二四年	その他のもの	三八年	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スペース市場用又はと畜場用のもの	三〇年	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二二年

子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援事業費補助金	福島再生加速化交付金	被災者支援総合交付金	
金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停電所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
三四年	三八年	三四年	三一年	三一年	三一年
その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	病院用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの
三四年	三八年	二九年	二〇年	三一年	二五年
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が二ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停電所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
二四年	一五年	二四年	一九年	一九年	一九年
病院用のもの	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	その他のもの
二四年	一五年	二四年	一九年	一九年	一七年

<p>木骨モルタル造のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>一九九年</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>二〇二年</p>	<p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>二〇二年</p>	<p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケルトン場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>一七七年</p>	<p>病院用のもの</p> <p>一七七年</p>	<p>公衆浴場用のもの</p> <p>一二年</p>	<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>九年</p>	<p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>九年</p>	<p>その他のもの</p> <p>一五年</p>	<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>二四年</p>
--	---	---	---	---------------------------	----------------------------	---------------------------------------	---	--------------------------	--

<p>エレベーター</p> <p>二〇二年</p>	<p>自動開閉設備</p> <p>二〇二年</p>	<p>エレベーター</p> <p>一七七年</p>	<p>昇降機設備</p> <p>一七七年</p>	<p>消火、排煙又は災害報知式避難設備</p> <p>八年</p>	<p>電気設備（照明設備を含む。）</p> <p>六年</p>	<p>蓄電池電源設備</p> <p>六年</p>	<p>給排水又は衛生設備及びガスメーター</p> <p>一五年</p>	<p>冷房、暖房、通風又はボイラー設備</p> <p>一三年</p>	<p>冷房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限り）</p> <p>一三年</p>	<p>その他のもの</p> <p>一五年</p>	<p>その他のもの</p> <p>一五年</p>	<p>その他のもの</p> <p>一五年</p>	<p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケルトン場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>一五年</p>	<p>病院用のもの</p> <p>一五年</p>	<p>公衆浴場用のもの</p> <p>一二年</p>	<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>一七七年</p>	<p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>七年</p>	<p>その他のもの</p> <p>一四年</p>	<p>建物附属設備</p>
---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--	--------------------------	----------------------------	---	---	--------------------------	---------------

	構 築 物	配 電 用 の 又 は 送 電 用 の も の	前掲のもの以外		
			アーケード又は日よけ設備	可動間仕切り	その他のもの
木柱	配電用のもの	送電用のもの	その他のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
鉄塔及び鉄柱	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	主として金属製のもの	その他のもの
鉄筋コンクリート柱	地中電線路	その他の水力発電用のもの（農山漁村電氣導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
一五年	五〇年	四一年	一〇年	一八年	一五年
四二年	三六年	五七年	一〇年	一八年	一五年
	二五年				

	競技場、運動場、遊園地、用地又は学校の用地のもの	その他			
		配電線	引込線	添加電話線	地中電線路
スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	配電線	引込線	添加電話線	地中電線路
主として鉄骨造のもの	主として木造のもの	水泳プール	児童用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	その他のもの
主として木造のもの	ネット設備	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	児童用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	その他のもの
三〇年	一〇年	三〇年	一〇年	一〇年	一五年
四五年	一〇年	三〇年	二〇年	三〇年	二五年

れんが造のもの (前掲のもの を除く。)	コンクリート 造のもの (前掲のもの を除く。)	鉄骨鉄筋コン クリート造の もの (前掲のもの を除く。)	その他のもの 主として木造のもの その他のもの
防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他 の著しい腐食性を有する気体の影 響を受けるもの その他のもの その他のもの (トンネルを除く)	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のもの を除く)、堤防、防波堤、トンネ ル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 引湯管 その他のもの	橋 岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のもの を除く)、堤防、防波堤、塔、や ぐら、上水道、水そう及び用水用ダ ム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの(水道用ダム及びトン ネルを除く)	六〇年 一五年 三〇年 三五年 六〇年
四〇年	一〇年 一五年 三〇年	五〇年 六〇年	三〇年 一五年

石造のもの (前掲のもの を除く。)	土造のもの (前掲のもの を除く。)	金 属 造 の もの (前 掲 の もの を 除 く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、 上水道及び用水池 下水道 その他のもの
薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸 その他の発煙性を有する無機酸用 のもの	鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 铸铁製のもの その他のもの	五〇年 三五年 五〇年 四〇年 一五年 四〇年 四〇年 一五年 四〇年
八年	二〇年 一〇年	一五年 三〇年 二二年 二五年 四五年	五〇年 三五年 五〇年 四〇年 一五年 四〇年

水道用のもの		木造のもの (前掲のもの を除く。)	合成樹脂造の もの(前掲の ものを除く)																	
導水設備	取水設備	その他のもの	飼育場	水そう及び引湯管	橋		その他のもの	露天式立体駐車設備	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、 へい、街路灯及びガードレール	飼育場	浮きドック	鋼鉄製のもの	铸铁製のもの	水そう及び油そう	アルカリ類用、塩水用、アルコー ル用その他のもの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前 掲のもの以外の無機酸用のもの				
五〇年	四〇年	一五年	七年	一〇年	一五年		四五年	一五年	一〇年	一五年	二〇年	一五年	二五年		一五年	一〇年				

木造のもの	金属造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	高架水そう	貯水池	土造のもの	れんが造又は石造のもの	鉄筋コンクリート造又はコンク リート造のもの	えん堤	配水管附属設備	配水管	木造のもの	鉄骨造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	橋りょう	配水設備	浄水設備
一〇年	二〇年	四〇年		三〇年	四〇年	五〇年	八〇年		三〇年	四〇年	一八年	四八年	六〇年		六〇年	六〇年

具車運搬及 運送事業用 の具車運搬	前掲のもの 以外のもの	舗装道路及び 舗装路面	庭園 緑化施設及び									
	その他のもの	主として木造のもの	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの		木造のもの	金属造のもの	石造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	その他のもの	電信電話線	さく井
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含む、乗合自動車を除く。）	六〇年	一五年	一〇年	二〇年	一五年	四五年	五〇年	四〇年	六〇年	三〇年	一〇年	

	前掲のもの 以外のもの											
金属製のもの 鉾山用人車、炭車、鉾車及び台車 自転車 二輪又は三輪自動車 報道通信用のもの その他のもの ダンプ式のもの その他のもの 貨物自動車 その他のもの 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	被けん引車その他のもの	自転車及びリヤカー	乗合自動車	その他のもの	大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	その他のもの						
七年	二年	三年	六年	五年	五年	四年						

	器具及び備品	その他のもの フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの	四年 四年 五年 三年 二〇年
	家具、ガス電気機器及び家庭用機器(他の項目を除く)	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベット 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	四年 四年 五年 三年 二〇年 五年 一年 八年 五年 八年 八年 六年 八年

その他の家具 接客業用のもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	ラジオ、アプレジジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	五年 五年 八年 一年 六年 三年 六年 三年 一年 八年
-----------------------------	----------------------	---	--

事務機器及び通信機器	食事又はちゅう房用品	二年
	陶磁器製又はガラス製のもの	二年
	その他のもの	五年
	その他のもの	五年
	主として金属製のもの	一五年
	その他のもの	八年
	謄写機器及びタイプライター	三年
	孔版印刷又は印書業用のもの	三年
	その他のもの	五年
	電子計算機	四年
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四年	
その他のもの	五年	
複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	五年	
その他の事務機器	五年	
テレタイプライター及びファクシミリ	五年	
インターホーン及び放送用設備	六年	

時計、試験機器及び測定機器	電話設備その他の通信機器	六年
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六年
	その他のもの	一〇年
	時計	一〇年
	度量衡器	五年
	試験又は測定機器	五年
	オベラグラス	二年
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五年
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八年
	看板及び広告器具	三年
看板	三年	
マネキン人形及び模型	二年	
その他のもの	二年	
主として金属製のもの	一〇年	
その他のもの	五年	
容器及び金庫	六年	
ボンベ	六年	
溶接製のもの	六年	
鍛造製のもの	六年	

医療機器 理容又は美容 機器	
消毒殺菌用機器	塩素用のもの 八 年
手術機器	その他のもの 一〇 年
血液透析又は血しょう交換用機器	ドラムかん、コンテナーその他の容 器
ハバードタンクその他の作動部分を 有する機能回復訓練機器	大型コンテナー(長さが六メート ル以上のものに限る。)
調剤機器	その他のもの 七 年
歯科診療用ユニット	金属製のもの 三 年
光学検査機器	その他のもの 二 年
	手さげ金庫 五 年
	金庫 二〇 年
	その他のもの 五 年

娯楽又はス ポーツ器具及 び興行又は演 劇用具	
たまつき用具	ファイバースコープ 六 年
パチンコ器、ビンゴ器その他これら に類する球戯用具及び射的用具	その他のもの 八 年
ご、しようぎ、まあじゃんその他の 遊戯具	その他のもの 五 年
スポーツ用具	移動式のもの、救急医療用のも の及び自動血液分析器 四 年
どんちよう及び幕	その他のもの 六 年
	その他のもの 三 年
	その他のもの 五 年
	主として金属製のもの 一〇 年
	陶磁器製又はガラス製のもの 三 年
	その他のもの 六 年
	その他のもの 四 年
	レントゲンその他の電子装置を使 用する機器

自動販売機（手動のものを含む）	楽器	葬儀用具	漁具	きのこ栽培用ほだ木	シート及びロープ	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、 磁気テープ及びレコード	その他のもの	鳥類	魚類	動物	その他のもの	貸付業用のもの	植物	生物	衣しよう、かつら、小道具及び大装具	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
五年	五年	三年	三年	三年	二年	二年	八年	四年	二年		一五年	二年	二年		五年	一〇年		二年

附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和五年度分の補助金等から適用する。

資産 償却	止用 減価	公害防 止	無形 償却	無形 償却	機械及 装置	機械及 装置	通信業用設備	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	無人駐車管理装置	焼却炉	その他のもの
機械及び装置		構築物	ソフトウェア	ソフトウェア					複製して販売するための原本	その他のもの					
五年		一八年	五年	三年				八年	一七年		九年	五年			一〇年